

## 6-6 補足

### 1. 官民境界の明示

視覚障がい者誘導用ブロックを連続的に設置しない歩道で、沿道に公開空地等の連続した空間がある場合、視覚障がい者が誤って当該空地等に進入し、方向感覚を失う場合がある。

特に、ガソリンスタンドや間口の大きな駐車場等の場合、進入により大変な危険を伴うため、官民境界に何らかの明示を行うことが望ましい。

方法としては、段差、点状ブロックの設置等による明示が考えられるが、段差については民地側の協力が必要であり、点状ブロックについては横断歩道部と間違えるなど、混乱の恐れがある。

また、鉄板・マット等の異質材料を設置することで、認知できるという意見もあるが、これについても、危険箇所以外との区別の面で明確な差異を設けることは難しいと考える。

このため、今後の検討課題としているが、段差については、広幅員等で高齢者等の通行に支障がない場合には、民地側と協議の上、試験的な採用を検討すべきである。

### 2. 道路付属物等

視覚障がい者が歩行するにあたっては、白杖、視覚障がい者誘導用ブロックのほか、聴覚に頼る面が大きいと聞いている。

このような中で、「噴水」「せせらぎ」等の「水の循環装置」の音が通行の障害となる、という意見がある。

神戸市では、通行上の物理障害となることや管理上の問題から、従来から道路施設としての設備は行わないことを原則としているが、視覚障がい者にとって「音」がバリアになり得る、ということを念頭において整備にあたることも重要であろう。

### 3. エスコートゾーン

横断歩道上は視覚障がい者にとって手がかりが少ないため、真直ぐに歩くことは容易でなく、横断歩道から外れてしまうこともしばしばある。このため、エスコートゾーンの設置に対するニーズが高まっている。

エスコートゾーンは、道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置された突起体の列で、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとするためのものである。

警察庁において「エスコートゾーンの設置に関する指針」が策定されており、今後当該指針に基づくエスコートゾーンの整備の際には、公安委員会と連携し、歩道部の視覚障がい者誘導用ブロックとの連続性の確保などが必要である。ただし、耐久性や騒音、スリップ転倒等について十分な事後評価が求められている。

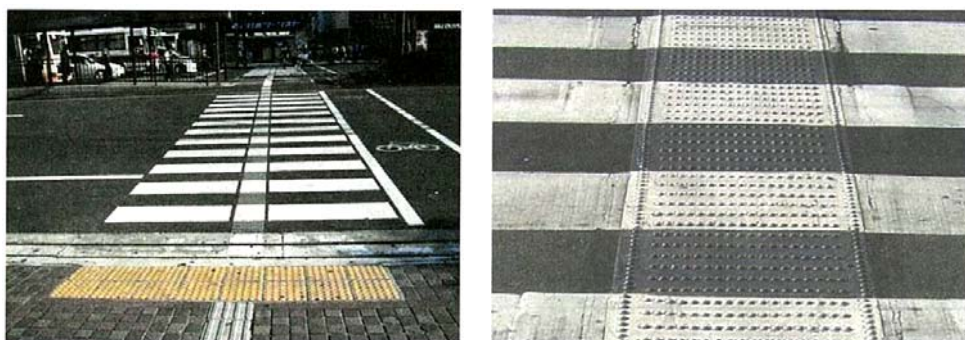


写真6-6-1 エスコートゾーン

出典：増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン<sup>参考 16</sup>